

松下幸之助記念財団 研究助成  
研究報告

【氏名】中島 啓

【所属】(助成決定時)東京大学大学院法学政治学研究科

【研究題目】国際投資仲裁における事実認定と証拠法論の展開—国際裁判と国際商事仲裁の交錯—

【研究の目的】

本研究は、(1)国際投資仲裁における事実認定と証拠法論の特質を明らかにすることを通じて、(2)国際投資仲裁に公的性格を見出す議論、国際投資法の公法的把握を試みる議論に新たな視座を提供しようとするものである。2000年代以降、仲裁手続を利用した投資家対国家の紛争処理事例が急増し、これに呼応するかたちで国際法学はその関心を投資仲裁手続の隅々に向けてきている。しかしこれまでのところ、事実認定・証拠法論はあまり注目を集めていない。これは1つには、投資仲裁における証拠法論が商事仲裁の証拠法論の延長線上に捉えられ、独自性が希薄なものとして理解されてきたことに由来する。しかし、本来的に私的な権利義務関係の判断を行う商事仲裁の手続規則が、国家の公的規制措置を裁断する投資仲裁手続にそのまま妥当すると考えるのは慎重にならざるを得ない。そこで本研究では、国際投資法の公法的把握という理論的潮流を検討の補助線として、国際投資仲裁における証拠法論の特質を明らかにした。

【研究の内容・方法】

本研究は、執筆者(中島)の博士論文「国際裁判における証拠法論の生成と展開」の一部として遂行したものである。右論文では、国際裁判における証拠法論の裁判目的依存性という視座を設定し、従前の理解(客観的眞実発見説として整理される)との対比における事実認定の「正しさ」に関する理解の再考を試みた。その実証分析に際しては、証明対象論、証明責任論、推定構造論、証明過程論、という4点に証拠法論上の問題群を整理し、個別の国際裁判制度の比較を行った。この点、国際投資仲裁制度の目的としては、投資家の権利利益の保護・回復や投資家と国家の間の紛争処理という「私」的なものに加えて、国際投資法秩序の維持や形成、仲裁手続を通じた国際公共価値の実現、投資保護要請と非経済的価値との調整といった「公」的なものを想定する立場がある。しかし、これを肯定するか否か、肯定するとしてもどの程度認めるかに関して、学説・実務は未だ見解を収斂させていない。この点、投資仲裁における証拠法論の展開は、こうした仲裁制度の目的に関する理解の不一致を反映するという論理関係で把握することが可能である。

例えば、アルゼンチン経済危機に端を発する一連の仲裁事例において、被申立国アルゼンチンがいわゆる緊急避難の抗弁を援用したのに対し、その要件充足性に関する証明責任の分配につき、仲裁判断は分裂している。この分裂の背景を突き詰めると、国際投資仲裁制度の目的に関する見解の相違に辿りつく。すなわち、投資仲裁を本来的に投資家の侵害財産の回復を目的とする私的制度と捉えるが故に、当該目的を阻害しかねない緊急避難の抗弁の機能範囲をなるべく縮小するために証明責任を被申立国に課す立場と、投資保護と国家の規制権限との衡量という公的な価値調整の契機を仲裁制度に見出し、そうした衡量の帰結として投資家側にも一定の証明責任を課す立場である。

## 【結論・考察】

国際裁判における証拠法論の裁判目的依存性というテーゼは、現実の裁判例を記述する分析枠組みであると同時に、あるべき証拠法解釈論を裁判目的との関係で基礎付け、枠付ける規範的原理とも位置付けられる。しかし本テーゼは、そうした法解釈の枠付けの根拠を裁判目的という証拠法の外部から調達する理論であることから、他ならぬ制度目的の次元で見解の対立がなお存続している投資仲裁制度の文脈では、「正しい」証拠法解釈を制御する実践知を充分には発揮できないという限界を内包している。もっともそれは、事実認定が裁判・仲裁の一局面に過ぎないことの制度的な帰結であるというのが現時点での結論であり、投資仲裁制度の目的を規定する原理そのものを視野に入れた今後の研究によって補完される見通しである。その意味で本研究は、上記の目的(1)の点で一応の結論に到達しつつ、それを踏まえて、目的(2)に向かって引き続き継続される予定である。